



SMTB年金ニュース

(平成25年4月18日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

非継続基準抵触時の積立比率に応じて掛金を 設定する方法の見直し検討について

非継続基準の財政検証に抵触した際、「積立比率に応じて掛金を設定する方法」もしくは「回復計画（平成28年度までの経過措置）」に基づき必要掛金を設定することとなります。

今般、信託協会を通じて「積立比率に応じて掛金を設定する方法」について、厚生労働省より計算方法を見直すことを検討している旨連絡を受けております。

✓ 見直し内容

「翌事業年度における最低積立基準額の見込額」から「財政検証の基準日における最低積立基準額」を控除した額（翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額）が負の値となる場合は、零に置き換えることとする。

✓ 適用時期

平成24年度決算における財政検証に基づく掛金設定

✓ 補足

上記内容を含む計算方法全体についての見直しを検討中であるが、上記については平成24年度決算より適用する方向。

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595

(参考：具体例)

非継続基準に抵触し「積立比率に応じて掛金を設定する方法」を適用している場合、厚生労働大臣宛てに以下の様式を提出することとなっています。

様式③ーカ 総括表（変更計算（積立水準確保(1)用））（抜粋）

1. 追加して徴収する特例掛金の計算基礎

<厚生労働省が検討中の掛金設定方法>

純 資 産 額	①	10,000
財政検証の基準日における最低積立基準額	②	20,000
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	③	19,000
第4の5の(1)のアにより算出した額	④	1,400
第4の5の(1)のイにより算出した額	⑤	1,000
第4の5の(1)のウにより算出した額（②－①）	⑥	10,000
④又は⑤のいずれか大きい額以上⑥以下で規約で定める額	⑦	1,400
③から②を控除した額に⑦を加えた額	⑧	1,400
翌事業年度における掛金の額	⑨	1,000
翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑧－⑨）	⑩	400

③から②を控除した額がマイナスとなる場合、ゼロに読み替える。

ゼロに読み替えると⑧の額が大きくなるため、現行の掛金設定方法よりも特例掛金の額が増加する。

<現行の掛金設定方法>

純 資 産 額	①	10,000
財政検証の基準日における最低積立基準額	②	20,000
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	③	19,000
第4の5の(1)のアにより算出した額	④	1,400
第4の5の(1)のイにより算出した額	⑤	1,000
第4の5の(1)のウにより算出した額（②－①）	⑥	10,000
④又は⑤のいずれか大きい額以上⑥以下で規約で定める額	⑦	1,400
③から②を控除した額に⑦を加えた額	⑧	400
翌事業年度における掛金の額	⑨	1,000
翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑧－⑨）	⑩	0

以上